2-3 届出の仕方

排出量・移動量の届出は、以下の手順で行ってください。

- (1) 算出した排出量·移動量の値に間違いがないかどうかの確認(→ p I -63)
- (2) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出 (→ p I -65)

(1) 排出量・移動量の確認

以下の事項を検討し、算出結果が妥当であることを確認してください。

- ① 単位の間違い等の計算上の間違いがないか
- ② 今年度の年間取扱量より、排出量・移動量の合計が少なくなっているか
- ③ 前年度の算出結果に対して、大きく異なった値となっていないか

(あいうえ工業における事例)

あいうえ工業ロ事業所における届出の対象となる物質(特別要件施設で排出量等を把握するダイオキシン類及び水銀及びその化合物を除く)の年間取扱量と排出量・移動量の合計を比較すると、以下のようになります。

(1)トルエン

トルエンの排出量・移動量の	296.3kg/年
合計	
大気への排出量	14.3kg/年
公共用水域への排出量	250kg/年
当該事業所における	0.0kg/年
土壌への排出量	
当該事業所における	11kg/年
埋立処分量	
下水道への移動量	0.0kg/年
当該事業所の外への移動量	21kg/年

トルエンの年間取扱量	3140kg/年

2キシレン

キシレンの排出量・移動量の	356.1kg/年
合計	
大気への排出量	39.1kg/年
公共用水域への排出量	250kg/年
当該事業所における	0.0kg/年
土壌への排出量	
当該事業所における	11kg/年
埋立処分量	
下水道への移動量	0.0kg/年
当該事業所の外への移動量	56kg/年

キシレンの年間取扱量	8140kg/年
	•

③六価クロム化合物

398.2kg/年
0.0kg/年
0.0kg/年
0.0kg/ 年
394kg/年
0.0kg/年
4.2kg/年

六価クロム化合物の	663kg/年
年間取扱量	



<

- ・いずれの物質も年間取扱量より排出量・移動量の合計が少ない
 - → 概ね妥当であると考えられます。
- ・トルエン及びキシレンの排出量・移動量の合計が年間取扱量の1/10以下
 - → 高除去率(99.5%)の排ガス燃焼装置を設置しているためと考えられます。

(関連ページ)

・ 第 II 部 2-5(1)排出量・移動量の確認(→ p II -97)

(2) 届出(電子届出)について

届出は基本的に**電子届出(電子情報処理組織を使用した届出)**をご利用く ださい

電子届出では、インターネット回線を利用し、オンラインで届出を行うことができます。

なお、初回利用時にはユーザ ID・初期パスワード発行のため、事前届出が必要となります。詳細は下段の『電子届出の手順』をご覧ください。

○電子届出の手順

以下に示すステップにてPRTR届出を電子で行うことができます。

- 1. インターネットに接続可能なパソコンを用意
- 2. 事前届出書の提出
- 3. ユーザ ID・初期パスワードの受領
- 4. PRTR 届出システムへのログインと届出書の作成、届出(届出書の提出)

手続きの詳細、PRTR 届出システム操作マニュアル、操作方法(YouTube)、操作デモについては以下 URL(PRTR 制度 電子届出が初めての方へ)よりご確認ください。

URL: https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html

注) 2022 年度届出からクライアント証明書のインストールが不要となりました。

○電子届出のメリット

電子での届出を導入することで下記のメリットが得られ、担当者のご負担を軽減することにつながります。奮ってご活用ください。

- ・政令改正により変更となる第1種指定化学物質を管理番号へ自動で変更
- ・電子届出は過去の届出も管理可能となり、次年度の入力の手間を省力化
- 記載ミスが削減でき、役所とのやりとりの削減
- ・ 自動的に有効数字を 2 桁に変換
- ・記入漏れ、入力値の疑義も警告表示でお知らせ
- ・届出不要の連絡も可能
- ・2022 年度から電子届出のみ届出期間*が延長(7月31日まで可能)※ 2022 年度~2024 年度の3年間限定
- ・届出は電子であっても社内の紙決裁への対応として印刷も可能

(問合せ窓口)

①PRTR 届出システム(電子届出)についてのお問合せ 独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター リスク管理課 PRTR システムサポート URL: https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html

②PRTR 届出システム(電子届出)の操作に関するお問合せ チャットボット URL:

https://nite-chem-c.ai-q.biz/o-tY2u7pLvHY1G6mbgi6/contact/top

PRTR 届出システム(電子届出)の操作に関するよくある質問にチャットでお答えします。

(管理番号について)

今般の政令改正から、指定化学物質の政令番号の変更による事業者の負担を軽減するため、現行指定化学物質及び新規指定化学物質に、政令番号*1とは異なる管理番号*2が付与されています。

各対象物質の管理番号は、化管法管理番号リストにおいてご確認いただけます。

URL: https://www.meti.go.jp/policy/chemical-management/law/pdf/211015r eflist.pdf

PRTR制度においては、令和6年度の届出から、従来の政令番号に代わって本表に記載されている管理番号を使用していただきます。

SDSへの指定化学物質の政令番号及び管理番号の記載は必須ではありませんが、記載する場合は、1指定化学物質に固有の1番号が維持される管理番号の記載を推奨します。

また、今般の見直しによる変遷等の情報も本表からご確認いただけます。

- ※1 政令番号とは、化管法の政令改正毎に指定化学物質に 1 から順番に番号を 付したもので、同じ物質でも政令改正の前後で政令番号が変わる場合があります。
- ※2 管理番号とは、指定化学物質毎に付された固有の番号であり、対象範囲が変わらない限り、今後指定化学物質が追加・削除されても原則変わりません。

(3) 電子届出以外の届出について

届出は基本的に電子届出をご利用ください。電子届出が不可能な場合については、磁気ディスク(CD-R等)による届出、書面による届出も可能です。

届出ファイル又は届出書は「PRTR 届出作成支援システム」を用いてホームページ上で作成してください。詳しくは、PRTR 届出作成支援システムのホームページ (URL: https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien.system.html)を参照してください。

また、作成した届出書は、届出の対象となる事業所の業種の所管大臣あてに事業所の所在する都道府県知事経由で届け出てください。

届出書の作成、届出方法についての詳細は、経済産業省及び環境省のホームページにある「PRTR 届出の手引き」等を御確認ください。

(関連ページ等)

- ・ 第 II 部 2-5(2)届出書の作成・届出(→ p II -98)
- 第Ⅲ部 2.Q&A Q1~Q18(→ pⅢ-152~157)

 $Q22(\rightarrow p III - 159)$

Q27, Q28($\rightarrow p III-161$)

 $Q45(\rightarrow p III - 166)$

 $Q83 \sim Q90 (\rightarrow p III - 177 \sim 179)$

 $Q114 \sim Q117 (\rightarrow p III - 186)$

- ・ PRTR 届出の手引き
- ・ PRTR 届出の公共用水域(河川、湖沼、海域等)の名称について
- ・ PRTR 届出の下水道終末処理施設の名称について

【参考情報】(排出量・移動量の有効数字について)

排出量・移動量は有効数字2桁※で記入してください。

※ 排出量などの算出結果を 2 桁表示にする際は、以下の例を参考にし、ゼロとなる場合や排出量・移動量がない場合(例えば、下水道を利用していない事業所における下水道への移動量)は、「0.0」と記入してください。

ダイオキシ	ン類以外の場合	
算出結果	算出結果の	単
(生データ)	有効数字	位
	2 桁表示	
0.0493	0.0*	kg
0.0926	0.1*	
0.342	0.3*	
4.75	4.8	
9.98	10	
12.2	12	
1,875	1,900	
2,041	2,000	
9,869	9,900	
9,987	10,000	
10,237	10,000	
10,766	11,000	

ダイ	オキシン類の場合	
算出結果	算出結果の	単位
(生データ)	有効数字	
	2 桁表示	
0.0493	0.049	mg-TEQ
0.0926	0.093	
0.342	0.34	
4.75	4.8	
9.98	10	
12.2	12	
1,875	1,900	
2,041	2,000	
9,869	9,900	
9,987	10,000	
10,237	10,000	
10,766	11,000	

注) ダイオキシン類以外の対象物質の排出量または移動量が 1kg 未満の場合、小数点以下第 2 位以下を四捨五入して得られた数値を記入してください。ダイオキシン類の場合は、上記の例のように、小数点以下の桁数に関係なく有効数字 2 桁の数値に丸めて記入してください。

届出書の記入例

システムを用いて届出書を作成する際の画面を以下に掲載していますので、届出の際の参考にしてください。

様式第1(第5条関係)第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

提出日	2023年04月01日
届出先	経済産業大臣 殿
提出先	神奈川県知事 殿

<届出者>

/周山日/	
(ふりがな)	とうきょうと ちよだく かすみがせき 1 ちょうめ
住所	〒100-0013 東京都 千代田区 霞が関1丁目 - 2 - 2
(ふりがな)	かぶしきがいしゃあいうえこうぎょう
氏名(法人にあっては名称)	株式会社あいうえ工業
(ふりがな)	だいひょうとりしまりやく
氏名(法人にあっては代表者の役 職)	代表取締役
(ふりがな)	かんきょう たろう
氏名(法人にあっては代表者の氏 名)	環境 太郎

<代理↓>

(ふりがな)	
役職	
(ふりがな)	
氏名	

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

<事業所の概要>

所在均	rt)			
		〒252-1105 神奈川県 綾瀬市 霞	ケ関町	
変更	区分			
変更理	理由			
事業所に 員の数	こおいて常時使用される従業	25 人		
事業所に	おいて行われる事業が属す	業種名		業種コード
る業種		主たる事業	金属製品製造業	2800
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無		無		
	部署	環境安全部管理第一係		
担当者	(ふりがな)	かがく はなこ	かがく はなこ	
(問い合	らわせ先) 氏名	化学 花子		
	電話番号	012 - 3456 - 7890)	

<u>・別紙番号: 001 政令番号: 080 キシレン</u>

ページの先頭へ ページの最後へ 前の別紙へ 次の別紙へ

別紙番号 001

<第一種指定化学物質の名称並びに政令番号>

第一種指定化学物質の名称	キシレン		
第一種指定化学物質の号番号	080	単位	kg

<排出量>

イ 大気への排出	39		
ロ 公共用水域への排出	1750	排出先の河川、湖沼、海域等 の名称	多摩川
八 当該事業所における土壌 への排出 (二以外)	0.0		
二 当該事業所における埋立 処分	11	埋立処分を行う場所	1. 安定型 〇 2. 管理型 3. 遮断型

イ 下水道への移動	0.0	移動先の7 の名称	水道終末処理施設		
	56				
(イ以外)	廃棄物の処理方	法			
	01 脱水・	乾燥	04 中和	07 その他	
当該第一種指定化学物質を含む	○02 焼却・シ	容融	05 破砕・圧縮		
む 廃棄物の処理方法又は種類	03 油水分	着 推	06 最終処分		
	廃棄物の種類				
	01 燃え殻		10 動植物性残さ		
	02 汚泥		11 動物系固形不要	要物	
	○03 廃油		12 ゴムくず		
	04 廃酸		13 金属くず		
	05 廃アル	カリ	14 ガラスくず・ご 陶磁器くず	コンクリートくず・	
	06 廃プラ ク類	スチッ	15 鉱さい		
	07 紙くず		16 がれき類		
	08 木くず		17 ばいじん		
	09 繊維く	9 "	18 その他		

· 別紙番号: 002 政令番号: 088 六価クロム化合物

ページの先頭へ ページの最後へ 前の別紙へ 次の別紙へ

別紙番号 002

<第一種指定化学物質の名称並びに政令番号>

第一種指定化学物質の名称	六価クロム化合物		
第一種指定化学物質の号番号	088	単位	kg

<排出量>

イ 大気への排出	0.0		
ロ 公共用水域への排出	0.0	排出先の河川、湖沼、海域等 の名称	
八 当該事業所における土壌への排出(二以外)	0.0		
二 当該事業所における埋立 処分	390	埋立処分を行う場所	1. 安定型 〇 2. 管理型 3. 遮断型

イ 下水道への移動	0.0	移動先の下水 の名称	道終末処理施設	
ロ 当該事業所の外への移動	4.2			
(イ以外)	廃棄物の処理方	法		
	01 脱水・乾	5燥 04	中和	07 その他
当該第一種指定化学物質を含む	02 焼却・落	答融 05	破砕・圧縮	
む 廃棄物の処理方法又は種類	03 油水分离	∄ ○06	最終処分	
	廃棄物の種類			
	01 燃え殻 02 汚泥 03 廃油 04 廃酸 05 廃アル 06 廃 ク類 07 紙木 08 株雑く 09 繊維く	11 12 13 カリ 14 陶 スチッ 15 16 17	動植物性残さ 動物系で 金 ガ器 ない 金 ガ器 ない ない かい かい で が が が が で で で で で で で で で で が い に り く い が い い い い い い い い い い い い い い い い い	要物コンクリートくず・

- 別紙番号: 003 政令番号: 237 水銀及びその化合物

ページの先頭へ ページの最後へ 前の別紙へ 次の別紙へ

別紙番号 003

<第一種指定化学物質の名称並びに政令番号>

第一種指定化学物質の名称	水銀及びその化合物		
第一種指定化学物質の号番号	237	単位	kg

<排出量>

イ 大気への排出	0.2		
ロ 公共用水域への排出	IN N	排出先の河川、湖沼、海域等 の名称	
八 当該事業所における土壌 への排出 (二以外)	0.0		
二 当該事業所における埋立 処分	0.0	埋立処分を行う場所	1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型

イ 下水道への移動	0.0	移動先の の名称	下水道終末処理施設		
□ 当該事業所の外への移動 (イ以外)	0.0				
(11/4/71)	廃棄物の処理方	法			
	01 脱水・草	5燥	04 中和	07 その他	
当該第一種指定化学物質を含む	02 焼却・沼	語	05 破砕·圧縮		
む 廃棄物の処理方法又は種類	03 油水分离	É	06 最終処分		
	廃棄物の種類				
			10 動植物性残さ		
	02 汚泥		11 動物系固形不要	要物	
	03 廃油		12 ゴムくず		
	04 廃酸		13 金属くず		
	05 廃アルカ	ענ	14 ガラスくず・I 陶磁器くず	コンクリートくず・	
	06 廃プラス ク類	スチッ	15 鉱さい		
	07 紙くず		16 がれき類		
	08 木くず		17 ばいじん		
	09 繊維くす	٣	18 その他		

<u>・別紙番号: 004 政令番号: 243 ダイオキシン類</u>

ページの先頭へ ページの最後へ 前の別紙へ 次の別紙へ

別紙番号 004

<第一種指定化学物質の名称並びに政令番号>

第一種指定化学物質の名称	ダイオキシン類		
第一種指定化学物質の号番号	243	単位	mg-TEQ

<排出量>

イ 大気への排出	1.7		
ロ 公共用水域への排出	0.0	排出先の河川、湖沼、海域等 の名称	多摩川
八 当該事業所における土壌 への排出 (二以外)	0.0		
二 当該事業所における埋立 処分	0.0	埋立処分を行う場所	1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型

イ 下水道への移動	0.0	移動先の下水 の名称	道終末処理施設	
□ 当該事業所の外への移動	0.0			
(イ以外)	廃棄物の処理方	法		
	01 脱水・朝	5燥 04	中和	07 その他
当該第一種指定化学物質を含む	02 焼却・溶	· 三	破砕・圧縮	
む 廃棄物の処理方法又は種類	03 油水分离	€ 06	最終処分	
	廃棄物の種類			
	○01 燃え殻	10	動植物性残さ	
	02 汚泥	11	動物系固形不要	要物
	03 廃油	12	ゴムくず	
	04 廃酸	13	金属くず	
	05 廃アル	וות	ガラスくず・3 滋器くず	コンクリートくず・
	06 廃プラン ク類	スチッ 15	鉱さい	
	07 紙くず	16	がれき類	
	08 木くず	17	ばいじん	
	09 繊維く	g 18	その他	

別紙番号: 005 政令番号: 300 トルエン

ページの先頭へ ページの最後へ 前の別紙へ 次の別紙へ

別紙番号 005

<第一種指定化学物質の名称並びに政令番号>

第一種指定化学物質の名称	トルエン		
第一種指定化学物質の号番号	300	単位	kg

<排出量>

イ 大気への排出	14		
ロ 公共用水域への排出	250	排出先の河川、湖沼、海域等 の名称	多摩川
ハ 当該事業所における土壌 への排出 (二以外)	0.0		
二 当該事業所における埋立 処分	11	埋立処分を行う場所	1. 安定型 〇 2. 管理型 3. 遮断型

イ 下水道への移動	0.0	移動先の の名称	下水道終末処理施設	
□ 当該事業所の外への移動 (イ以外)	21			
(11,474)	廃棄物の処理方法			
	01 脱水・	乾燥	04 中和	07 その他
当該第一種指定化学物質を含む	○02 焼却・シ	容融	05 破砕・圧縮	
の 廃棄物の処理方法又は種類	03 油水分	離	06 最終処分	
	廃棄物の種類			
	01 燃え殻		10 動植物性残さ	
	02 汚泥		11 動物系固形不	要物
	○03 廃油		12 ゴムくず	
	04 廃酸		13 金属くず	
	05 廃アル;	カリ	14 ガラスくず・3 陶磁器くず	コンクリートくず・
	06 廃プラ) ク類	スチッ	15 鉱さい	
	07 紙くず		16 がれき類	
	08 木くず		17 ばいじん	
	09 繊維く	9 "	18 その他	

3. 国の PRTR 担当部局

	部局名	電話番号	
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	03-3501-0080	
(ホームページ	(化 管 法トップページ)		
アドレス)	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html		
	(法律等条文) https://www.meti.go.jp/policy/chemical manage html (届出方法) https://www.meti.go.jp/policy/chemical manage		
環境省	環境保健部環境安全課	03-5521-8259	
(ホームページ	(PRTRトップページ) ゼロ		
アドレス)	https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html		
	(法律等条文) https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law.html (届出手続きの流れ) https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/nagare.html		

〇都道府県等のPRTR担当部局や受付窓口については以下を参照してください。

 $\frac{\text{https://www.meti.go.jp/policy/chemical management/law/prtr/5.html}}{\text{https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit.html}}$